

労働報酬下限額(委託等)について

神奈川県最低賃金

【平成26年度】

868円

19円の引上げ

887円

18円の引上げ

905円

19円のうち5円が乖離額
住宅扶助実績値が増加したことによる影響額2円
(本市:単身者限度額のため考慮の必要なし)
可処分所得比率が低下(0.847→0.844)したことによる影響額3円
↓
のみ反映の必要あり

18円のうち乖離等により考慮する金額なし
生活保護水準が減額改定されたことにより、考慮する乖離額なし

26円差

乖離額とは、最低賃金と生活保護水準の差

24円差

24円差

労働報酬下限額

【平成26年度】

894円

17円の引上げ
(19円の引上げのうち、反映の必要のない、2円を引いた額)

911円

18円の引上げ

929円

【平成27年度】

【平成28年度】